

生活環境影響調査の意見書とその見解（要約版）

北但行政事務組合では、今回提出していただきました意見書の内容につきましては、生活環境影響調査結果に対する生活環境の保全上の見地からのご意見というよりも、本組合事業に対するご意見が多分に含まれていました。

事業者として、生活環境の保全上の見地からのご意見に対する見解は以下のとおりです。

項目	意見書の概要	事業者としての見解
調査、予測及び評価の手法	(1)余りにも少ない期間での調査結果であり、余りにも形式的に過ぎない調査である。 (2)ダイオキシン調査の結果が発表されたが、測定方法について春・夏・秋・冬に各1週間では納得できない。	(1)(2)生活環境影響調査は、廃棄物処理施設の設置または届出に伴い事業者として必要な手続きを行っているもので、調査は法令等に基づき適正に行ってています。
大気質	(1)年間を通して無風状態が多く、次に西北西の風が多く出現するとの調査結果は、山に囲まれ、すり鉢の底での煙突排出ガスが本当に拡散されないとすると近辺に滞留し、蓄積されることに不安である。地形的にふさわしくない所での調査結果は、基準値を下回るように想定された値であって、地元住民にとって将来的にこの上なく不安である。 (2)産業廃棄物である汚泥も混焼されるため不安である。 (3)稼働後の結果は、燃やすごみ量・質により異なり蓄積分を考えると、調査結果に想定値を加えて基準値をクリアするとの予測は納得できない。	(1)1年間の気象調査の結果、風向が定まらない静穏が最も多く出現していることと、予測計算においても地形を考慮しているため、煙突排出ガスの年平均最大着地地点は施設の北北東700mの山に出現すると予測しています。 また、上層気象調査における224データ（8回/日×7日×4季）を用いた上層の風を考慮した場合の予測も行っておりますが、その場合の年平均値の最大着地地点は施設のほぼ西側約650m付近に出現すると予測しており、すべての項目において環境保全目標値を満足すると予測しています。 (2)生活環境影響調査の予測・評価は、汚泥を含めて行っており、すべての項目において環境保全目標値を満足すると予測しています。 (3)施設は、環境基準値よりさらに厳しい自主基準値を定めており、稼働後は、施設の運転状況や煙突排出ガス濃度をリアルタイムに表示する設備を設置し常時データを公開していきます。
騒音	(1)国道43号線騒音訴訟では、騒音の受容限度は65dbで住民勝訴の判決を下している。工事に入れば一般車両を加えず工事車両の騒音だけというが、どの数値をみても司法が被害を認めた65dbをはるかに超えている。この事実は地元住民を無視し犠牲にした完全な生活破壊、環境破壊である。	(1)道路騒音について、この様な司法判断がなされたことは承知していますが、国道43号線騒音訴訟に示された判決は、建設工事にはあてはまらないものであり、国が示す基準により評価しています。
動物植物	(1)広大な敷地面積を開発し自然を破壊してしまえば、貴重種とされる動植物は、どのように生息地を確保していくのか疑問である。 (2)今回の調査に動植物調査は必要ないような発言があったが自然界に生息するものはどうでも良いとも受け止められる。 (3)工事期間中の具体的保護施策の考えも無い調査結果では、施設建設を認めることができない。 (4)施設建設地はハッショウトンボが見つかるほど自然豊かな場所を何ゆえ、埋め立て、開発するのか理解しがたい。	(1)事業区域として約37haを用地買収しますが、開発により地形改変を行う面積は約6.8haであり、一時的な種数及び個体数の減少が予測されますが、間伐や落葉樹林帯の手入れなどによる里山整備の対策を講じることで、生物の多様性が望めるものであると考えております。なお、竹野地域または施設建設地周辺に限定される貴重種は確認されていません。 (2)今回の調査は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に規定された項目（大気質・騒音・振動・悪臭・水質）の他、循環型社会の実現にふさわしい地域環境及び生活環境の保全に適切な配慮がなされた施設整備計画とするため、地域特性を考慮した項目として土壤調査及び動植物調査を実施しています。 (3)動植物に対して低騒音・低振動型建設機械の使用、仮設沈砂池による濁水防止対策、工事区域外への不要な立入り制限を行い生息している動植物への配慮をした工事を実施します。また、間伐や落葉樹林帯の手入れなどによる里山整備の対策を講じることで、生物の多様性が望めるものであると考えています。 (4)ハッショウトンボは、現地調査時に木谷川上流部においてのみ出現しており、事業区域周辺において生息は確認されていません。このため木谷川上流部においてのみ生息環境があるものと考えられることから事業実施により、ハッショウトンボの生息地に影響はないものと考えています。

生活環境影響調査の意見書とその見解（要約版）

項目	意見書の概要	事業者としての見解
動物植物	(5)ハッショウトンボなどの生物は一時的に減少するが、まもなく回復するとの説明だが根拠が分からぬ。破壊された環境は二度と戻ってこないと考えるのがまともな思考であると思う。	(5)ハッショウトンボのように湿地を好む種は、わずかな湿地が出現することにより、発生の可能性は高くなります。仮に建設予定地において発生していたとしても、本事業の一環として、新たな湿地の創出も計画しているため、ハッショウトンボのみならず生物の多様性が望めるものであると考えています。
その他	(1)建設予定地は4haと聞いていたが、買収地は37haとなっている。この生活環境影響調査は意味がない。	(1)大気質については、施設を中心に6,400haの範囲を予測・評価しています。その他の項目についても、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき適正に行っていきます。
	(2)環境への影響を与える施設であると明記しておきながら調査結果では基準値内であるから何ら問題ないと説明するのは矛盾があり、生活環境影響調査はとても信用できるものではない。	(2)生活環境影響調査は、廃棄物処理施設の設置または届出に伴い事業者として必要な手続きを行っているもので、調査は法令等に基づき適正に行っていきます。
	(3)調査結果で、全ての項目において環境保全目標を満足し、動植物に関しても環境保全目標を満足しているとの報告は当然である。行政側が都合の悪い事を書くはずがない。専門知識を持たない一般人には、何を根拠にこの様な予測となるのか。また、予測結果は信頼できるものなのか判断できるものではない。この予測評価は、施設に不安を持っている者にとっては、何の説得力も意味もない。	(3)生活環境影響調査は、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき適正に行っていきます。なお、学識者を含めた施設整備検討委員会において、本調査の予測・評価は妥当なものであると確認していただいています。